



平成20年(行ウ)第2号 固定資産評価審査決定取消請求事件

原告 原田 信介

被告 佐賀市

### 答 弁 書

平成20年4月9日

佐賀地方裁判所 民事部合議2係 御中

〒840-0831 佐賀市松原一丁目4番28号

安永法律事務所(送達場所)

被告訴訟代理人

弁護士 安 永



弁護士 青 山 隆



弁護士 井 寺 修



弁護士 安 永 恵



電話 0952-23-2465

FAX 0952-22-7726

請求の趣旨に対する答弁

第1 本案前の答弁



1 原告の請求の趣旨第2記載の請求を却下する。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

との判決を求める。

第2 本案に対する答弁

1 原告の請求をいずれも棄却する。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

との判決を求める。

請求の原因に対する認否

1 認める。

2 訴状訂正申立書別紙物件目録記載の土地(以下「本件土地」という)の登記上の地目が雑種地であることは認める。

3 固定資産の評価に際し宅地介在農地として評価したことは認める。

4 甲第6号証に記載にある事項については認め、その余は争う。

被告の主張

第1 本案前の主張

原告の請求の趣旨第2記載の請求については、行政事件訴訟法第3条のいかなる類型にも該当しない種類の請求であることから、却下されるべきである。

第2 本案に対する主張(被告の固定資産評価の適法性)

1 固定資産の評価及び価格の決定の方法について

固定資産の評価及び価格の決定の方法及び手順については、国による「固定資産評価基準」が示され、これに基づき各市町村において評価がなされている。